

千葉県LPガス料金負担軽減支援事業

Q & A

制定 令和5年6月28日

改定 令和5年7月10日

【お問い合わせ窓口】

公益社団法人 千葉県LPガス協会 千葉県支援事業部

TEL:

[7/20 (木) から] 043-306-2360

[7/19 (水) まで] 043-246-1725

目 次

- 問 1 「千葉県外」のLPガスの販売事業者が「千葉県内」の一般消費者等にLPガスを供給している場合は、対象となりますか・・・・・・・・・・ P 1
- 問 2 登録ガス小売事業者（ガス事業法第3条の登録を受けた者（旧簡易ガスみなし小売事業者を含む））が、この支援事業に基づく値引きを実施する場合は、ガス事業法の手続きは何か必要ですか・・・・・・・・・・ P 1
- 問 3 支援を受けることができるのは、どのような人ですか・・・・・・・・ P 1
- 問 4 事業所などで使用されるLPガスは、支援対象になりますか・・・・・・・・ P 2
- 問 5 コミュニティガス（旧簡易ガス）は支援対象になりますか・・・・・・・・ P 2
- 問 6 国又は地方公共団体が管理する施設も支援対象になりますか・・・・・・・・ P 2
- 問 7 駐在所など、建物は公的機関ですが、LPガスの利用契約者が私人の場合は、支援対象になりますか・・・・・・・・・・ P 2
- 問 8 1世帯に複数メーターがある場合は、それぞれ支援対象になりますか・・・・ P 3
- 問 9 LPガス料金を入居者がアパートの大家に支払っている場合は、支援対象となりますか・・・・・・・・・・ P 3
- 問 10 支援対象期間の途中に、転入または転出した場合は、支援対象となりますか・・・・・・・・・・ P 3
- 問 11 交付決定前に値引きをしても良いですか・・・・・・・・・・ P 4
- 問 12 提出できる請求書（写）等を紙ベースで保管していません・・・・・・・・ P 4
- 問 13 支援を受けるために、一般消費者等は手続きが必要ですか・・・・・・・・ P 4
- 問 14 支援対象外の一般消費者等に値引きをしてしまった場合、助成金は返還しなければなりませんか・・・・・・・・・・ P 4

問1 「千葉県外」のLPガスの販売事業者が「千葉県内」の一般消費者等にLPガスを供給している場合は、対象となりますか。

答

- 支援の対象となります。

問2 登録ガス小売事業者（ガス事業法第3条の登録を受けた者（旧簡易ガスみなし小売事業者を含む））が、この支援事業に基づく値引きを実施する場合は、ガス事業法の手続きは何か必要ですか。

答

- 今回の値引きについて、ガス事業法第14条及び第15条に基づく供給条件の説明義務及び書面交付義務が発生します。
- また、経過措置団地をお持ちの事業者におかれましては、指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件で供給するため、特別供給条件認可申請が必要となります。
- 詳細については、関東経済産業局ガス事業課（電話 048-600-0414）までお問い合わせください。

問3 支援を受けることができるのは、どのような人ですか。

答

- この支援事業において支援の対象となるのは、千葉県内でLPガスの供給を受ける液石法第2条第2項で規定される一般消費者等です。
- 液石法第2条第2項で規定される「一般消費者等」とは、液化石油ガスを燃料として生活の用に供する一般消費者及び液化石油ガスの消費の態様が一般消費者が燃料として生活の用に供する場合に類似している者であって政令で定めるものをいいます。
- なお、政令で定めるものは以下のとおりです。
 - ・ 液化石油ガスを暖房若しくは冷房又は飲食物の調理のための燃料として業務の用に供する者
 - ・ 液化石油ガスを蒸気の発生又は水温の上昇のための燃料としてサービス業の用に供する者（旅館業、クリーニング業、理容業、美容業、浴場業、医療保健業等）

問4 事業所などで使用されるLPガスは、支援対象になりますか。

答

- 業務用として、以下のとおり使用する場合は、対象になります。
 - ・ 冷暖房のための燃料として使用する。
 - ・ 飲食物の調理（船舶、鉄道車両及び航空機内におけるものを除く）のための燃料として使用する。

問5 コミュニティガス（旧簡易ガス）は支援対象になりますか。

答

- 支援対象になります。

問6 国又は地方公共団体が管理する施設も支援対象になりますか。

答

- 国又は地方公共団体（県及び市町村等）が管理する施設は、支援対象になりません。

○ **指定管理者により運営されている施設は、支援対象とします。**

○ しかし、次の場合は支援対象になります。

- ・ 公民館などで住民がLPガス使用契約を締結し、住民が使用料を支払っている場合
- ・ 県営住宅や公務員住宅など「生活の用に供する」の場合で、入居者個人がLPガス使用契約を締結し、入居者個人が使用料金を支払っている場合

○ 詳細は、個別に判断しますので、千葉県LPガス協会にご連絡ください。

問7 駐在所など、建物は公的機関ですが、LPガスの利用契約者が私人の場合は、支援対象になりますか。

答

- 支援対象になります。

問 8 1世帯に複数メーターがある場合、それぞれ支援対象になりますか。

答

- この支援事業は、「契約ごと」に値引きの対象としますので、それぞれが支援対象になります。
- 複数メーターを取り付けている場合は、契約（ガスメーター）ごとに値引きを実施してください。
- 2世帯住宅など、同一敷地内であっても、世帯ごとにガスメーターを有し、契約を行っていれば、それぞれの世帯が値引き対象となります。

問 9 LPガス料金を入居者がアパートの大家に支払っている場合は、支援対象となりますか。

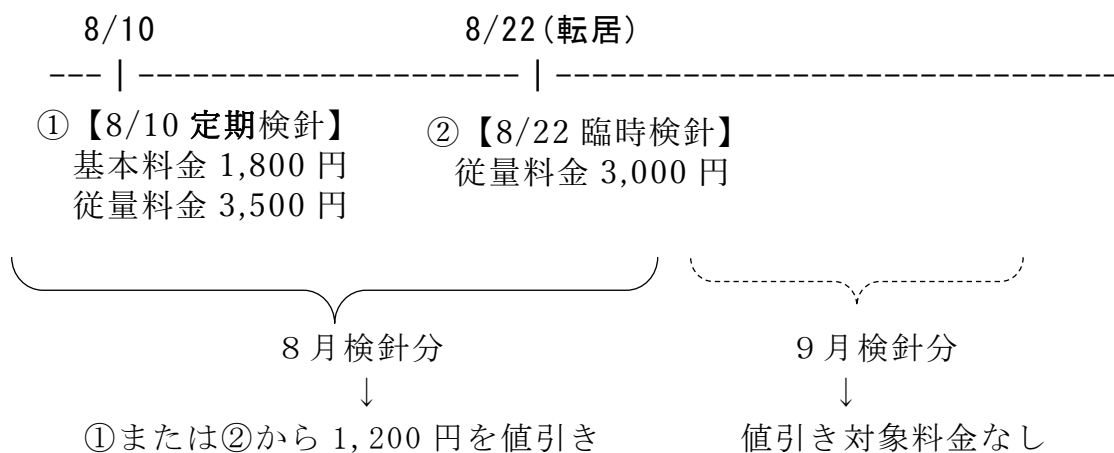
答

- 原則として、LPガスの販売事業者と消費契約をしている大家は支援事業の対象となりますが、消費契約を締結していない一般消費者は、原則として対象なりません。
- 入居者がLPガス料金をアパートの大家に支払っている場合は、個別の状況に応じて判断しますので、千葉県LPガス協会にご連絡ください。

問 10 支援対象期間の途中で、転入または転出した場合は、支援対象となりますか。

答

- 支援対象になります。ただし、いずれか月1回分の請求のみが支援対象です。
【原則】支援（値引き）は、月1回のみ。
2回以上検針する場合も、1回のみ支援（値引き）。



問 1 1 交付決定前に値引きをしても良いですか。

答

○ 交付決定前の値引きは、交付対象外です。

○ 交付申請書の提出前に 8 月検針を行う場合は、事前に千葉県 L P ガス協会にご連絡ください。

【例】 8 月分の検針日： 8 月 1 日

交付申請書の提出日： 8 月 4 日

→ 8 月検針分は支援事業の対象になりません。

問 1 2 提出できる請求書（写）等を紙ベースで保管していません。
どのように対応すれば良いですか。

答

○ 請求書（写）等がない場合は、千葉県 L P ガス協会が販売事業所に直接訪問するなどにより請求内容等を確認させていただきます。

○ または、請求書の「画面コピー」または「スクリーンショット」の提出をお願いします。

問 1 3 支援を受けるために、一般消費者等は手続きが必要ですか。

答

○ 一般消費者等は、手続きや申請などをする必要はありません。

問 1 4 支援対象外の一般消費者等に値引きをしてしまった場合、助成金は返還しなければなりませんか。

答

○ 支援対象外の一般消費者等に値引きを行った場合は、その分の助成金は交付されません。

○ 速やかに千葉県 L P ガス協会にご連絡くださるようお願いいたします。